

# 平成30年度 第1回みよし市都市計画審議会 次第

日時：平成30年5月28日（月）

午後1時30分から午後2時30分まで

場所：市役所3階 301会議室

1 委嘱状交付

2 挨拶

3 会長、副会長の選任について

4 審議事項

第1号 豊田都市計画下水道の変更（下水三好丘第4ポンプ場）について

5 報告事項

（1）豊田都市計画用途地域の変更について

（2）豊田都市計画（みよし市）の概要について

（3）今後のスケジュール（案）について

（4）その他

平成 30・31 年度みよし市都市計画審議会委員名簿

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

役職区分	職名	氏名	備考
委員	学識経験者	東海学園大学	三宅 章介 みやけ あきゆき
		東海学園大学	宮崎 幸恵 みやざき さちえ
		豊田工業高等専門学校	佐藤 雄哉 さとう ゆうや
	市議会議員	市議会議長	塙本 克彦 つかもと かつひこ
		豊田警察署長	小嶋 哲也 こじま てつや
	関係行政機関の職員	豊田加茂建設事務所長	石原 伸員 いしはら のぶかず
		農業委員会から推薦を得た市民	岩田 信男 いわた のぶお
	市内に住所を有する者	商工会から推薦を得た市民	鰐部 兼道 わにべ かねみち
		公募による市民	石川 育生 いしかわ いくお
			鈴木 ともよ すずき ともよ

10名

(参考: 事務局)

都市建設部部長	岡本 隆広
同上 次長	柴田 浩
都市計画課課長	久野 恭司
都市計画課主幹	水野 茂正
都市計画課副主幹	三浦 元紀
都市計画課主任主査	鈴木 正康
都市計画課主任主査	今井 啓介



## 豊田都市計画下水道の変更（みよし市決定）

都市計画みよし公共下水道を次のように変更する。

1. 下水道の名称 みよし公共下水道

2. 排水区域 「排水区域は総括図表示のとおり」

3. 下水管渠

(1) 雨水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
三好雨水幹線	みよし市福田町物吉	みよし市三好町植松下	

(2) 污水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
三好污水幹線	みよし市福田町山畑	みよし市三好町下駄	

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
三好ヶ丘第1中継ポンプ場	みよし市三好丘旭四丁目	
三好ヶ丘第2中継ポンプ場	みよし市三好丘一丁目	
三好ヶ丘第3中継ポンプ場	みよし市三好丘桜二丁目	
福田第2雨水ポンプ場	みよし市福田町清水21番1	

「区域は計画図表示のとおり」

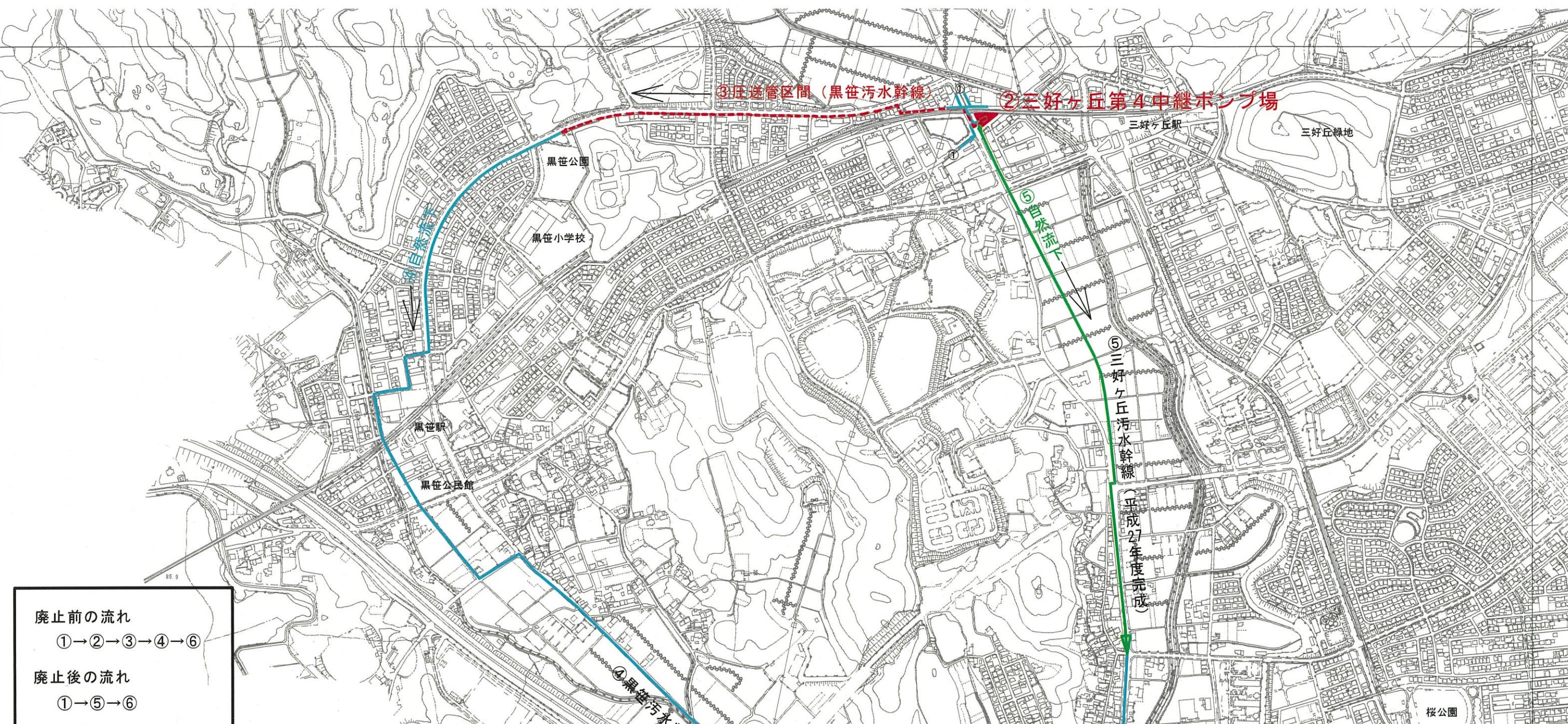
## 理 由

本市の公共下水道事業は、「矢作川・境川流域下水道（境川処理区）」を上位計画として昭和62年度に着手後、鋭意その整備（汚水・雨水）を進め、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上及び雨水排除に努めてきたところである。

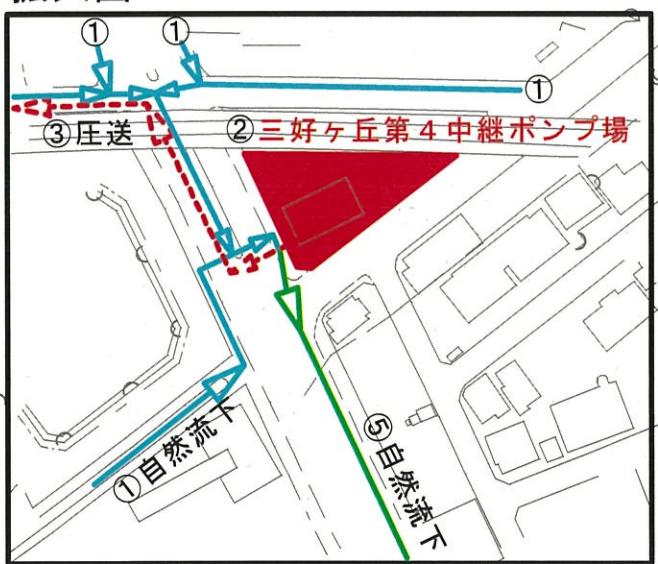
三好ヶ丘第4中継ポンプ場については、黒川汚水幹線の圧送管ルートを廃止し、三好ヶ丘汚水幹線へ自然流下に切り替える。また、それに伴い三好ヶ丘第4中継ポンプ場を廃止する。

項目	変更前	変更後	備考
汚水中継ポンプ場	4箇所	3箇所	1箇所減

※三好ヶ丘第4中継ポンプ場の廃止



拡大図



# 豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（原案）

## （豊田都市計画区域マスターplan）

### －概要版－

このたび愛知県では、「豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の原案をとりまとめました。この内容について、皆様の御意見をお聴かせいただきため、都市計画法に基づく公聴会を開催します。また、愛知県県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）に基づく意見募集をあわせて行います。

なお、原案は、愛知県建設部都市計画課、県民相談・情報センター、各県民相談室、海部県民センター広報コーナー、知多県民センター広報コーナー、新城設楽振興事務所広報コーナー及び関係市都市計画担当課で閲覧することができます。

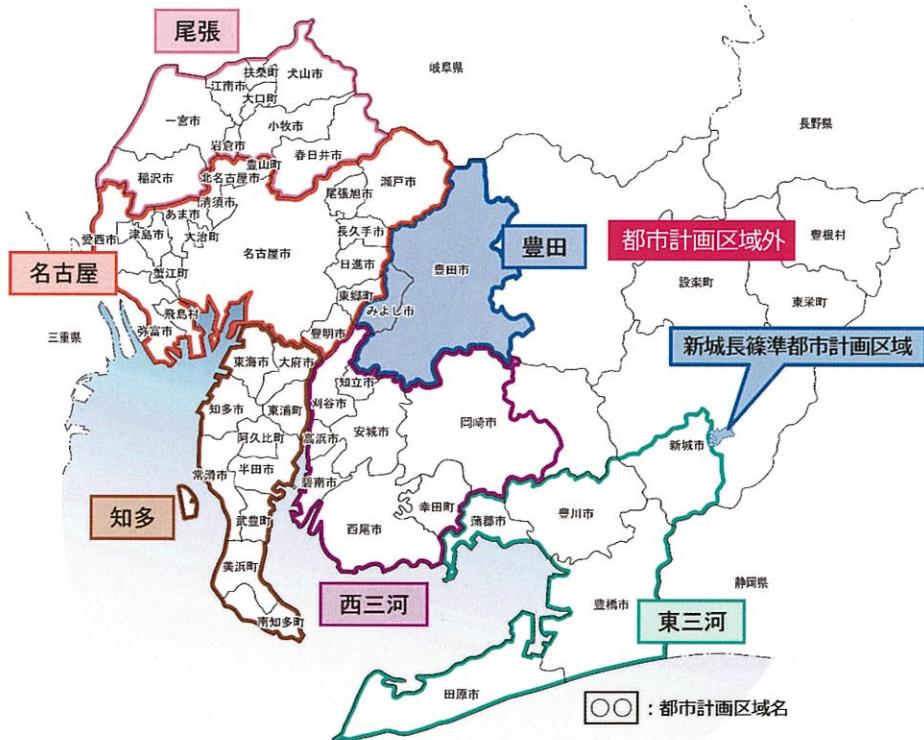
### はじめに

### 都市計画の見直し

●愛知県では、人口減少・超高齢社会の到来や大規模自然災害への対応など、様々な社会経済情勢等の変化に的確に対応するため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスターplan）の改定をはじめとした都市計画の見直しを行っています。

●本方針の対象範囲は、2市から構成される以下の範囲です。

#### 【豊田都市計画区域の対象範囲】



※下記市の行政区域全域

みよし市

※下記市の行政区域の一部

豊田市

### 公聴会の開催

都市計画の原案に対して御意見のある方は、公聴会において公述申立てをしていただくことができます。  
詳しくは裏面を御覧ください。

### 愛知県県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）に基づく意見募集

都市計画の原案に対して愛知県県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）に基づき、県民の皆様からの御意見を募集いたします。

詳しくは愛知県建設部都市計画課ホームページ(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/>)を御覧ください。

# 1 基本的事項

- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、都市計画法第6条の2の規定に基づき、長期的な視点にたった都市の将来像を明らかにし、その実現に向けての大きな道筋を明確にするため、都市計画区域ごとに都市計画の基本的な方向性を県が広域的見地から定めるものです。
- 基準年次を平成30年として、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで都市計画の基本的方向を定めます。なお、市街化区域の規模などは、平成42年を目標年次として定めます。

# 2 都市計画の目標

## 1 基本理念

- 愛知の都市づくりビジョン（平成29年3月）の都市づくりの理念である「時代の波を乗りこなし、元気と暮らしやすさを育みつづける未来へ」の考え方を受け、「元気」と「暮らしやすさ」に対応した本区域の基本理念を定めます。

**未来に誇れる産業を支え、  
人と自然が共生する暮らしを  
育む都市づくり**

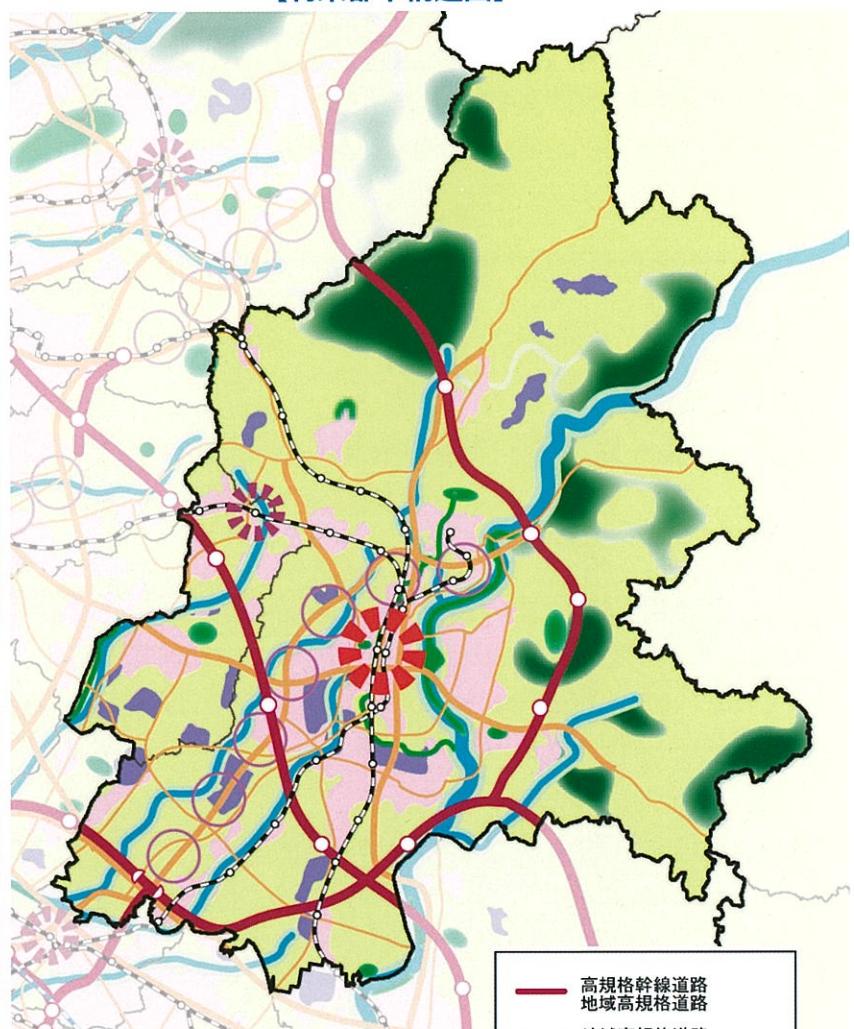
### 「元気」

自動車産業をはじめとした産業の集積や産業集積地へのアクセス性が高い広域交通体系を活かしたモノづくり産業の中核性を維持・強化する都市づくりを進めます。

### 「暮らしやすさ」

活発な産業活動を支える都市部と豊かな自然や魅力的な観光資源を有する中山間地域の多様なライフスタイルを実現できる都市づくりを進めます。

【将来都市構造図】



※市街地ゾーン及び工業ゾーンは平成30年の  
おおむねの市街化区域を表示しています。

高規格幹線道路 地域高規格道路
○○○ 地域高規格道路 (計画路線のうちルート未確定)
主な道路
--- 鉄道
— 主な河川・運河
● 主な公園・緑地
■ 自然公園(特別地域)
★ 区域拠点
◆ 都市拠点
■ 市街地ゾーン
■ 工業ゾーン
■ 農地・森林ゾーン

## 2 都市づくりの目標

### ①暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた主な目標

- 主要な鉄道(軌道)駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住を誘導し、活力あるまちなかの形成を目指します。
- 都市機能が集積した拠点周辺や公共交通沿線の市街地には多様な世代の居住を誘導し、地域のコミュニティが維持された市街地の形成を目指します。
- 中山間地域や南部の人口密度が低い集落などでは生活利便性や地域のコミュニティを維持していくため、日常生活に必要な機能の立地や地域住民の交流・地域活動などを促進する場の形成を目指します。

### ②リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に向けた主な目標

- 都市部の観光資源や都市計画区域外の足助の街並みや香嵐渓をはじめとする自然環境などの地域資源を活かした地域づくりを進め、様々な対流を促進し、にぎわいの創出を目指します。
- リニア開業による首都圏との時間短縮効果を全県的に波及させるため、名古屋駅までの鉄道の速達化など名古屋都心部とのアクセス性の強化や県内都市間、都市内における交通基盤の整備を進め、質の高い交通環境の形成を目指します。

### ③力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた主な目標

- 自動車産業など既存産業の高度化や新たな産業立地の推進を図るため、既存工業地周辺や広域幹線道路の利便性が高い地域に新たな産業用地の確保を目指します。
- 経済活動の効率性の向上や生産力の拡大を図るため、自動車産業をはじめとするモノづくり産業を支える広域幹線道路網の充実や空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道路の整備を推進します。

### ④大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた主な目標

- 災害危険性の高い地区では、防災・減災の観点から土地利用の適正な規制と誘導を図るとともに、道路、橋梁、河川などの都市基盤施設の整備や耐震化を推進し、市街地の災害の防止または軽減を目指します。
- 都市計画道路の整備や交通安全対策を推進し、また生活関連施設を結ぶ経路を中心に歩行経路のバリアフリー化や自転車利用空間のネットワーク化を進め、安全安心に移動できる都市空間の形成を目指します。

### ⑤自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた主な目標

- 南西部の農地、北部・東部の樹林地などの緑地では無秩序な開発を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導を図り、豊かな自然環境を保全します。
- 公共交通の利用促進により自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換、建築物の低炭素化、緑地の保全や緑化の推進を実施し、都市部における低炭素化を目指します。

### 3 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針

#### 1 区域区分の有無

- 本区域は、中部圏開発整備法に規定された都市整備区域を含むため、都市計画法の規定により区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）を定めます。

#### 2 目標年次に配置されるべき人口および産業の規模

- 本区域と西三河都市計画区域で構成する西三河広域都市計画圏における、将来の概ねの人口および愛知県全域の産業の規模を次のとおり想定します。
- 人口は増加とともに、社会増・世帯分離等により世帯数も増加する見込みであり、現市街化区域に収容できない世帯のために新たな住居系市街地が必要です。また、県内総生産は今後も増加する見込みであり、新たな産業系市街地が必要です。

【人口】

単位：千人

西三河広域都市計画圏	平成 27 年 (国勢調査)	平成 42 年 (目標年次)
都市計画区域内	約 1,570	約 1,581
市街化区域内	約 1,217	約 1,228

【産業】

単位：兆円

愛知県	平成 25 年	平成 42 年 (目標年次)
県内総生産額（兆円）	約 34.8	約 44.1

※対象は商業と工業に関わるもの（経済活動別県内総生産項目(3)製造業～項目(11)サービス業）

【西三河広域都市計画圏】



### 4 主要な都市計画の決定等の方針

#### 1 土地利用

- 住宅地については、公共交通を利用しやすい鉄道（軌道）駅やバス停の徒歩圏、市役所などの徒歩圏を中心に住宅地を配置し、自動車に過度に頼らない歩いて暮らせる生活圏の構築を進め、集約型都市構造への転換を図ります。
- 商業地については、主要な鉄道（軌道）駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区に商業・業務、医療、福祉などの都市機能の集約を進め、機能の充実を図るとともに、集約型都市構造への転換を図ります。
- 工業地については、東名高速道路、伊勢湾岸自動車道、東海環状自動車道などのインターチェンジ周辺や主要な幹線道路の周辺など、交通の利便性が高く物流の効率化が図られる地域や既に工場が集積している工業地の周辺に配置を促進します。
- 市街化区域における農地は、県民の農とのふれあいの場、防災空間、良好な景観や都市環境を形成するオープンスペースとしての多面的な機能を発揮することが期待されることから、宅地化を前提とせず、地域特性に応じて生産緑地制度の活用などにより都市農地として保全および活用を図ります。
- 災害の発生の恐れのある土地の区域、優良な集団農用地など農用地として保全すべき一団の区域、優れた自然環境などのために保全すべき土地の区域については、原則として市街化を抑制します。
- 地域環境の保全や改善又は地域活力の向上に貢献すると認められる地区や地域コミュニティの維持、創出に資する地区では、必要に応じ地区計画などを活用することにより地域の実情にあつた適正な土地利用を図ります。
- 計画的に市街地整備を行う地区は、農林漁業などの調整を行い、その整備の見通しが明らかになった段階で、住居系市街地については西三河広域都市計画圏で想定した人口の範囲内で、また産業系市街地については西三河広域都市計画圏で想定した産業規模の範囲内で、隨時、市街化区域に編入します。

## 2 都市施設

### 2-1 交通施設

- 東名・新東名高速道路など広域交通ネットワークを最大限活用しつつ、区域内の円滑な交通の確保や各拠点へのアクセス性の強化に向けて、質の高い交通環境の形成・充実を図ります。
- 拠点間の連携・補完や拠点へのアクセス性の充実を図るため、都市機能の立地誘導と一体となって公共交通の利用を促進します。
- 公共交通と自動車交通の適切な役割分担を図るとともに、駅前広場の整備や駐車施設の適切な配置など公共交通結節点の機能強化・充実や地域住民の生活に必要なバス路線の維持・活性化、バス路線網の再構築を促進します。
- リニア開業により首都圏との所要時間の大幅な短縮が図られることから、この時間短縮効果をより広域的に波及させるため、豊田市などの産業集積地と名古屋駅のアクセス向上に向けた取り組みを推進します。
- 南海トラフ地震などの大規模地震の発生に備えるため、交通施設の耐震化にあわせて、災害に強い交通体系の構築に向けた道路網の形成を図ります。

### 2-2 下水道および河川等

- 下水道については、合併処理浄化槽や農業集落排水などとの連携を図りつつ、下水道の整備を積極的に促進するとともに、下水処理の高度化を促進し、快適な水環境の形成を図ります。
- 台風や局地的な集中豪雨などによる浸水被害を防止するため、河川の整備、河川管理施設の機能強化を推進するとともに、新市街地における面的整備にあたっては、調整池を設置するなどの対策を図ります。
- 境川・逢妻川・猿渡川流域では、確実な総合治水対策を推進するため特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域水害対策計画に従って、効率的な浸水被害対策を実施します。
- 北部から東部の丘陵地を中心に、土石流、がけ崩れ、地すべりなどによる土砂災害を防止するため、土砂災害対策を推進します。

## 3 市街地開発事業

- 土地区画整理事業については、自然環境との調和に配慮した都市的な土地利用の増進と良質な住宅地や工業地の供給を促進します。
- 市街地再開発事業については、集約型都市構造の構築を図るため、中心市街地や鉄道（軌道）駅周辺を中心に土地の有効活用や高度利用が可能となるよう、民間活力を最大限に活用して都市機能の更新を促進します。
- これらの事業の実施にあたっては、中心市街地の活性化、密集市街地の防災性の向上、魅力ある拠点の形成、まちなか居住の促進に重点をおきます。

## 4 自然的環境の整備または保全

- 都市公園をはじめ、丘陵地や社寺境内の樹林地、市街地周辺の農地、河川の水辺など、住民にとって身近な自然的環境の整備や保全を促進します。
- ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、災害時の避難経路の確保といった観点から、広域的なつながりが確保できるよう、都市公園や河川、道路空間など公共施設の活用も図りつつ、自然的環境インフラネットワークの形成を図ります。

# 「豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び 「豊田都市計画区域区分」の変更に関する公聴会の開催

日時：平成 30 年 5 月 19 日（土）午後 2 時～

場所：豊田加茂建設事務所 大会議室（豊田市常盤町 3-28）

## 「都市計画の原案」の閲覧期間

平成 30 年 4 月 10 日（火）から平成 30 年 4 月 24 日（火）まで

「都市計画の原案」に対して御意見のある方は、「**公述申立書**」を提出してください。

## 「公聴会」とは

都市計画法第 16 条第 1 項の規定に基づき、住民の皆様の御意見を「都市計画の案」に反映させるための措置として、公開の場で皆様の御意見を直接お聞きするものです。

### 公述申立てが可能な方

- ◎ 豊田都市計画区域内にお住まいの方
- ◎ 利害関係人の方

### 公述人の決定

公述申立書を提出された方のうち、意見の類似性等を考慮して公述人を決定します。

### 公述申立書

所定の様式により、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名等が記載された書面を知事あてに提出してください。

法人その他の団体は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該団体等を代表して公聴会において意見を述べようとする者の住所及び氏名を記載してください。

### 公述時間の制限

公述人が多数の場合、又は公聴会の運営上必要があると認める場合は、一人当たりの公述時間を制限することがあります。

### 公聴会の傍聴

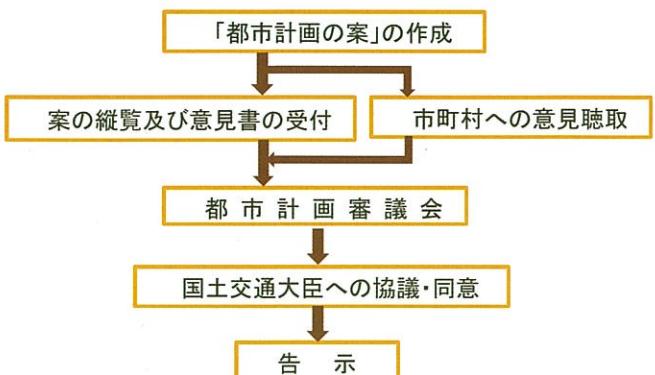
当日、会場にお越しください。ただし、会場の収容人員を超える場合は、入場制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 公聴会の中止

公述申立書の提出がなく、公述人がいない場合は公聴会を中止します。中止の場合は、公告及び愛知県のホームページによりお知らせします。

### 今後の手続

公聴会における公述意見を参考にして、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」の変更に関する「都市計画の案」を作成します。なお、都市計画決定告示までの手続は、概ね次のように進められます。



### 公述申立書の提出先及び提出期間

愛知県建設部都市計画課（〒460-8501 住所不要）へ 4 月 24 日（火）までに（必着）、書面（1 部）により提出してください。

なお、書面は持参又は郵送により提出してください。

### お問い合わせ

愛知県建設部都市計画課

TEL(052)-954-6515（ダイヤルイン）

# 豊田都市計画

## 区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）の変更（原案） －概要版－

このたび愛知県では、「区域区分」の変更原案をとりまとめました。この内容について、皆様の御意見をお聴かせいただくため、都市計画法に基づく公聴会を開催します。詳細については右面を御覧下さい。

なお、原案は、愛知県建設部都市計画課及び関係市都市計画担当課で閲覧することができます。

### 都市計画の見直し

愛知県では、人口減少・超高齢社会の到来や大規模自然災害への対応など、様々な社会経済情勢等の変化に的確に対応するため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスターplan）の改定をはじめとした都市計画の見直しを行っています。

### 区域区分の変更原案について

愛知県では、都市計画区域において無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）を都市計画に定めています。

昭和45年に当初の区域区分を行って以来、これまでに5回の見直しを行っており、計画的なまちづくりに努めてきました。今回、都市計画区域マスターplanの改定に合わせて第6回目の見直しを行うにあたって、関係市において変更素案が作成されました。これをもとに愛知県として、下図着色の豊田都市計画区域において、御船山ノ神地区をはじめ14地区、約92haの市街化区域編入等について変更原案をとりまとめました。この内容について、皆様の御意見をお聴かせいただくために、公聴会を開催します。変更地区の位置などは裏面を御覧ください。また、原案は愛知県建設部都市計画課及び関係市都市計画担当課で閲覧することができます。

なお、第6回の見直し後も、計画的な市街地整備等を行う地区は、整備の見通しが明らかになった段階などで、都市計画区域マスターplanに沿って、隨時、市街化区域に編入します。

豊田都市計画



豊田都市計画区域の対象範囲

- 下記市の行政区域全域  
みよし市
- 下記市の行政区域の一部  
豊田市

区域区分制度の概要



# 豊田都市計画 区域区分の変更原案(変更箇所図)

【市街化調整区域から市街化区域へ変更する区域】

地区番号	地区名	所在地	面積(ha)	想定している用途地域
4-1-1	リバーサイド寺部	豊田市寺部町	2.3	第一種住居地域
4-1-2	井上北	豊田市井上町	1.9	第一種中高層住居専用地域
4-1-3	岩瀬菅生	豊田市岩瀬町	1.2	第一種低層住居専用地域
4-1-4	東山	豊田市東山町、洪谷町	3.5	第一種中高層住居専用地域
4-1-5	西中山東宮前	豊田市西中山町	8.1	第一種低層住居専用地域
4-1-6	西中山三ツ田	豊田市西中山町	1.3	第一種住居地域
4-1-7	平云橋波岩	豊田市平戸橋町、青木町	7.8	第一種低層住居専用地域
4-1-8	西広瀬工業団地東部	豊田市西広瀬町	16.4	工業専用地域
4-1-9	貞宝	豊田市貞宝町、蓬妻町	6.4	工業専用地域
4-1-10	御船山ノ神	西広瀬町	17.1	工業専用地域
4-1-11	花木産業団地南部	豊田市花木町	6.2	工業地域
4-2-1	愛知大学跡地	みよし市黒佐町、福谷町	17.1	第一種住居地域
4-2-2	打越山ノ神	みよし市打越町	2.2	工業専用地域
4-2-3	明知八和田山	みよし市三好町、明知町	0.36	工業専用地域
合計	14地区		91.86	

【市街化区域から市街化調整区域へ変更する区域】

地区番号	地区名	所在地	面積(ha)
4-2-3	明知八和田山	みよし市三好町、明知町	-0.1
合計	11地区		-0.1

凡 例

 都市計画区域
 行政区域
 現在定められている市街化区域
 4-1-1 市街化調整区域から市街化区域へ変更する区域
 4-1-1 市街化区域から市街化調整区域へ変更する区域

この図面は、現在定められている市街化区域及び変更箇所のおおむねの位置を示したもので  
す。変更箇所の詳しい位置と区域については、愛知県建設部都市計画課または変更箇所の  
所在市町村都市計画担当課に用意した計画図(縮尺1/2500)をご覧ください。

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報電子国土基本図(地図情報))を使用いた。(承認番号 平29情便、第1132号)  
国土交通省国土地理院「国土数値情報(鉄道)H27/H28、(鉄道幹線)H27/H28、(市区町村役場)H26」をもとに愛知県都市計画課が加工

# 「豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び 「豊田都市計画区域区分」の変更に関する公聴会の開催

日時：平成 30 年 5 月 19 日（土）午後 2 時～

場所：豊田加茂建設事務所 大会議室（豊田市常盤町 3-28）

## 「都市計画の原案」の閲覧期間

平成 30 年 4 月 10 日（火）から平成 30 年 4 月 24 日（火）まで

「都市計画の原案」に対して御意見のある方は、「**公述申立書**」を提出してください。

## 「公聴会」とは

都市計画法第 16 条第 1 項の規定に基づき、住民の皆様の御意見を「都市計画の案」に反映させるための措置として、公開の場で皆様の御意見を直接お聞きするものです。

### 公述申立てが可能な方

- ◎ 豊田都市計画区域内にお住まいの方
- ◎ 利害関係人の方      ※代理による公述は不可

### 公述申立書

所定の様式により、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名等が記載された書面を知事あてに提出してください。

法人その他の団体は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該団体等を代表して公聴会において意見を述べようとする者の住所及び氏名を記載してください。

※愛知県建設部都市計画課及び関係市都市計画担当課の窓口において、公述申立書の用紙を御用意しておりますので、御利用ください。また、公述申立書の用紙は、愛知県建設部都市計画課のホームページからダウンロードすることもできます。  
(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/>)

### 公述申立書の提出先及び提出期間

愛知県建設部都市計画課（〒460-8501  
住所不要）へ 4 月 24 日（火）までに（必  
着）、書面（1 部）により提出してください。  
なお、書面は持参又は郵送により提出して  
ください。

### お問合せ

愛知県建設部都市計画課  
TEL(052)-954-6515（ダイヤルイン）

### 公述人の決定

公述申立書を提出された方のうち、意見の類似性等を考慮して公述人を決定します。

### 公述時間の制限

公述人が多数の場合、又は公聴会の運営上必要があると認める場合は、一人当たりの公述時間を制限することがあります。

### 公聴会の傍聴

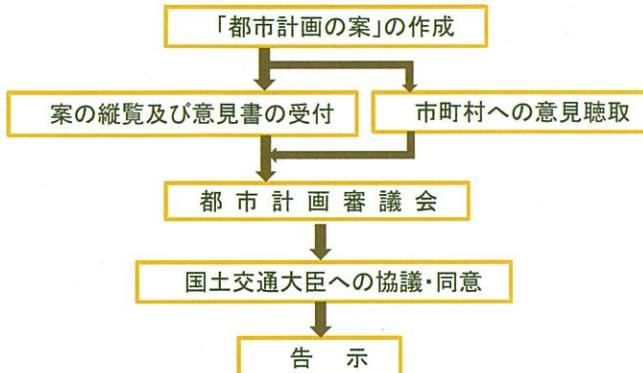
当日、会場にお越しください。ただし、会場の収容人員を超える場合は、入場制限を行なうことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 公聴会の中止

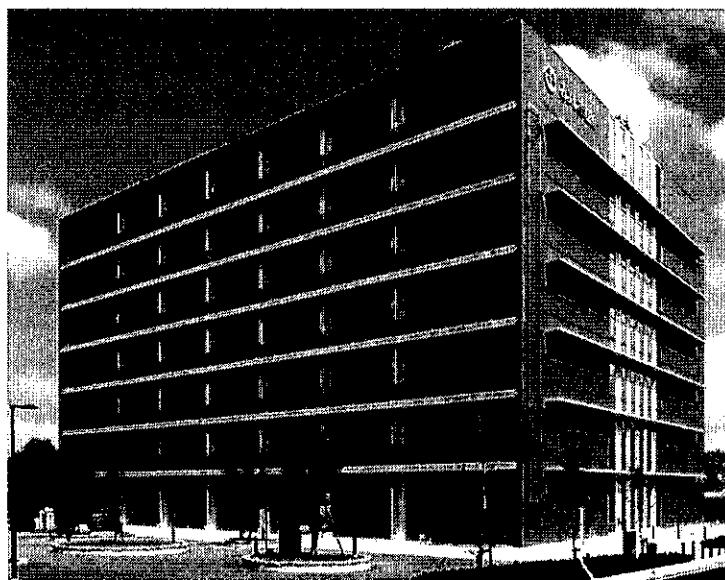
公述申立書の提出がなく、公述人がいない場合は公聴会を中止します。中止の場合は、公告及び愛知県のホームページによりお知らせします。

### 今後の手続

公聴会における公述意見を参考にして、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」の変更に関する「都市計画の案」を作成します。なお、都市計画決定告示までの手續は、概ね次のように進められます。



# 豊岡都市計画(みよし市)の概要



都市建設省 都市計画課

平成 30 年 3 月 31 日現在

# 目 次

## I みよし市の概要

1 面積、人口、世帯数、人口密度の推移..... 1

## II 都市計画区域

1 都市計画区域..... 2

## III 区域区分

1 市街化区域及び市街化調整区域..... 3

## IV 地域地区

1 用途地域..... 4

2 特別用途地区..... 7

3 防火地域..... 8

4 準防火地域..... 8

5 生産緑地地区..... 9

## V 地区計画

1 地区計画..... 10

## VI 都市施設

1 交通施設（道路）..... 12

（1）都市計画道路規模別表

（2）駅前交通広場の整備状況

（3）都市計画道路の整備状況

2 公共空地（公園・緑地）..... 15

（1）都市公園の整備状況

（2）都市緑地の整備状況

（3）人口1人当たりの公園等の面積

3 処理施設（下水道）..... 18

（1）下水道の整備状況

（2）下水道都市計画決定

## VII 市街地開発事業

1 土地区画整理事業..... 20

（1）事業施行済地区

（2）事業施行中地区

（3）事業計画地区

## VIII 促進区域

1 土地区画整理促進区域..... 21

※ ここに掲載したデータは、特に断りのない限り平成30年3月31日現在のものです。

## I みよし市の概要

### 1 面積、人口、世帯数、人口密度の推移

各年 4月 1日現在

年度	面積 (km <sup>2</sup> )	人口*	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	備考
明治 39 年度	32.20				三好村・筋生村・明越村合併
大正 9 年度	32.20				国勢調査の人口 6,175人
昭和 30 年度	32.20	8,978	1,657	279	国勢調査の人口 9,006人
昭和 33 年度	32.20	9,043	1,697	281	町制施行：昭和33年4月1日
昭和 35 年度	32.20	9,201	1,758	286	工場誘致奨励条例施行 国勢調査の人口 9,161人
昭和 40 年度	32.20	12,454	2,476	387	名古屋刑務所移転（40年1月） 国勢調査の人口 14,438人
昭和 45 年度	32.20	17,561	3,782	545	国勢調査の人口 19,734人
昭和 50 年度	32.20	23,381	6,154	726	国勢調査の人口 25,303人
昭和 55 年度	32.20	26,431	7,382	821	国勢調査の人口 28,552人
昭和 60 年度	32.20	28,083	8,023	872	国勢調査の人口 30,039人
平成 元年度	32.11	29,935	8,844	932	S63. 10. 1国土地理院の測量結果、 面積変更（豊田市との境界）
平成 2 年度	32.11	30,334	9,091	945	国勢調査の人口 32,241人
平成 7 年度	32.11	37,567	12,055	1,170	国勢調査の人口 39,920人
平成 12 年度	32.11	45,267	15,277	1,410	国勢調査の人口 47,684人
平成 17 年度	32.11	53,340	18,798	1,661	国勢調査の人口 56,252 人
平成 21 年度	32.11	57,561	21,358	1,793	市制移行：平成 22 年 1 月 4 日
平成 22 年度	32.11	57,864	21,412	1,802	国勢調査の人口 60,098 人
平成 27 年度	32.19	59,885	22,700	1,860	国勢調査の人口 61,795 人
平成 28 年度	32.19	60,365	23,118	1,875	
平成 29 年度	32.19	60,860	23,541	1,891	
平成 30 年度	32.19	61,070	23,834	1,897	

\*人口は住民記録の値

※平成 27 年度における面積の変更は、平成 27 年 3 月 6 日に国土地理院が公表した「平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調」における測量方法の変更による

## II 都市計画区域

### 1 都市計画区域

みよし市の都市計画区域は、昭和39年6月に町全域で当初決定され、その後、市町村の行政区域にとらわれずに広域的観点から都市計画を進めるため、昭和44年12月に豊田市と三好町を併せて豊田都市計画区域として定められ、現在に至っています。

決定の年月日	都市計画区域名	市町村	面積(ha)
昭和39年6月10日	三好町都市計画区域	三好町(行政区域の全域)	約3,220
昭和44年12月24日	豊田都市計画区域	豊田市(行政区域の全部)	約28,969
		三好町(行政区域の全域)	約3,220
		計	約32,189
平成12年10月31日	豊田都市計画区域	豊田市(行政区域の全部)	約29,011
		三好町(行政区域の全域)	約3,211
		計	約32,222
平成22年12月24日	豊田都市計画区域	豊田市(行政区域の一部)	約35,569
		みよし市(行政区域の全域)	約3,211
		計	約38,780

- ※ 豊田市の豊田都市計画区域は、平成22年12月24日の決定告示により旧藤岡町の藤岡都市計画区域を含め豊田都市計画区域として再編されました。
- ※ 豊田市の豊田都市計画区域は、平成17年4月1日に行われた市町村合併によって、行政区域の一部となっています。
- ※ 都市計画区域とは、実質的に一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域をもって都市計画区域として県が指定します。

(参考)

区分	決定変更の年月日	面積	備考
都市計画法の適用	昭和39年6月10日	3,220ha	行政区域の全域
都市計画区域の指定	昭和44年12月24日	3,220ha	豊田都市計画区域に編入
市街化区域の決定（当初） 〃 の変更（最終変更）	昭和45年11月24日 平成12年10月31日	410ha 1,057ha	
用途地域の指定（当初） 〃 の変更（最終変更）	昭和46年2月15日 平成29年6月22日 (三好中島地区)	410ha 1,057ha	

### III 区域区分

#### 1 市街化区域及び市街化調整区域\*

みよし市では、昭和 45 年に市街化区域と市街化調整区域の区分が決定され、その後人口の増加、産業の発展、大規模開発などに対応するため、8 回の変更が行われ、現在にいたっています。

告示番号・年月日	種別	都市計画区域	市街化区域	主な地域
愛知県告示第 919 号 昭和 45 年 11 月 24 日	決定	約 3,220ha (100%)	約 410ha (13%)	水洗・新屋・東山畠・天王・ 油田・東山・弥栄・三好第 1・ 三好第 2・陣取山・蜂ヶ池・ 西中島・小坂・三好上・湯之前・ 三好西・並木・半野木・ 西山・下山・高岡
愛知県告示第 194 号 昭和 54 年 3 月 2 日	変更	約 3,220ha (100%)	約 664ha (21%)	三好丘第 1・三好丘第 3・東山(高校西)・福田
愛知県告示第 649 号 昭和 57 年 6 月 21 日	変更	約 3,220ha (100%)	約 752ha (23%)	三好丘第 2
愛知県告示第 390 号 昭和 59 年 4 月 4 日	変更	約 3,220ha (100%)	約 845ha (26%)	木之本中島・向田・上ヶ池・ 山ノ神・八和田山
愛知県告示第 150 号 平成 3 年 2 月 27 日	変更	約 3,211ha (100%)	約 901ha (28%)	阿弥陀堂・辰巳山・森曾
愛知県告示第 362 号 平成 4 年 3 月 30 日	変更	約 3,211ha (100%)	約 982ha (30%)	根浦(特定保留解除)
愛知県告示第 860 号 平成 8 年 11 月 1 日	変更	約 3,211ha (100%)	約 996ha (31%)	ひばりヶ丘(特定保留解除)
愛知県告示第 383 号 平成 9 年 4 月 18 日	変更	約 3,211ha (100%)	約 1,044ha (32%)	青木・中島
愛知県告示第 861 号 平成 12 年 10 月 31 日	変更	約 3,211ha (100%)	約 1,057ha (32%)	黒笹工業・行政区域界の変更 上ヶ池(JA グリーンステーション)

\* 市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域です。

## IV 地域地区

### 1 用途地域\*

みよし市には、現在、下記の用途地域が指定されています。

種類	面積 (ha)	建築物の 延べ面積 の敷地面積 に対する割合	建築物の建 築面積の敷 地面積に対 する割合	外壁の 後退距 離の限 度(m)	建築物の 敷地面積 の最低限 度 (m <sup>2</sup> )	建築物 の高さ の限度 (m)	用途の 率(%)
第一種低層 住居専用地域	262						24.8
	34	5/10 以下	3/10 以下	—	—	10	(13.0)
	158	10/10 以下	5/10 以下	—	—	10	(60.3)
	70	10/10 以下	6/10 以下	—	—	10	(26.7)
第二種低層 住居専用地域	19	10/10 以下	6/10 以下	—	—	10	1.8
第一種中高層 住居専用地域	119						11.3
	78	15/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(65.5)
	41	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(34.5)
第二種中高層 住居専用地域	33	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	3.1
第一種 住居地域	115	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	10.9
第二種 住居地域	55	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	5.2
準住居地域	17	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.6
住居系小計	620						58.7
近隣商業地域	21	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	2.0
商業地域	13	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	1.2
商業系小計	34						3.2
準工業地域	12	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.1
工業地域	149	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	14.1
工業専用地域	242	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	22.9
工業系小計	403						38.1
合計	1,057						100.0

\* 用途地域とは、土地利用を具体的に定めるためのものであり、建築行為などを規制誘導することにより計画内容を実現していくもので、市街化区域には必ず用途地域が定められます。

## 用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地	第二種住居地	準住居地	近隣商業地	商業地	準工業地	工業専用地域	備考
建てられる用途											
建てられない用途											
①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり											
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50m <sup>2</sup> 以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150m <sup>2</sup> 以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が 150m <sup>2</sup> を超え、500m <sup>2</sup> 以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が 500m <sup>2</sup> を超え、1,500m <sup>2</sup> 以下のもの				③	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が 1,500m <sup>2</sup> を超え、3,000m <sup>2</sup> 以下のもの					○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が 3,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以下のもの						○	○	○	○	④
事務所等	店舗等の床面積が10,000m <sup>2</sup> を超えるもの							○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500m <sup>2</sup> 以下のもの					▲	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500m <sup>2</sup> を超え、3,000m <sup>2</sup> 以下のもの						○	○	○	○	▲ 2階以下
事務所等の床面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの							○	○	○	○	
ホテル、旅館						▲	○	○	○	○	▲ 3,000m <sup>2</sup> 以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等					▲	○	○	○	○	▲ 3,000m <sup>2</sup> 以下
	カラオケボックス等						▲	▲	○	○	▲ ▲ ▲ 10,000m <sup>2</sup> 以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券、車券発売所等					▲	▲	○	○	○	▲ 10,000m <sup>2</sup> 以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場						▲	○	○	○	▲ 客席200席未満
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等							○	▲		▲ 個室付浴場を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等		○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡回派出所、一定規模以下の郵便の業務の用に供する施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院		○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600m <sup>2</sup> 以下
工場・倉庫等	自動車教習所			▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000m <sup>2</sup> 以下
	単独車庫(附属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○	○	○	▲ 300m <sup>2</sup> 以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	○	○	① 600m <sup>2</sup> 以下 1階以下 ② 3,000m <sup>2</sup> 以下 2階以下 ③ 2階以下
	※一団地の敷地内について別に制限あり										
	倉庫業倉庫					○	○	○	○	○	
	畜舎(15m <sup>2</sup> を超えるもの)			▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000m <sup>2</sup> 以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、量屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50m <sup>2</sup> 以下	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲ 2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場			①	①	①	②	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場					②	②	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場							○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50m <sup>2</sup> 以下 ②150m <sup>2</sup> 以下
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場								○	○	
	自動車修理工場			①	①	②	③	③	○	○	作業場の床面積 ①50m <sup>2</sup> 以下 ②150m <sup>2</sup> 以下 ③300m <sup>2</sup> 以下 原動機の制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量	量が非常に少ない施設		①	②	○	○	○	○	○	○	
	量が少ない施設					○	○	○	○	○	①1,500m <sup>2</sup> 以下 2階以下 ②3,000m <sup>2</sup> 以下
	量がやや多い施設						○	○	○	○	
	量が多い施設							○	○	○	

注)本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

この情報は、平成19年11月30日現在のものです。

(参考)

用途地域による建築物の用途制限の概要

平成30年4月1日現在

	用途地域	用途制限の概要
1	第一種低層住居専用地域	低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅や小中学校などが建てられます。
2	第二種低層住居専用地域	主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校のほか、150 m <sup>2</sup> までの一定の店舗などが建てられます。
3	第一種中高層住居専用地域	中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500 m <sup>2</sup> までの一定の店舗などが建てられます。
4	第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500 m <sup>2</sup> までの一定の店舗や事務所などが建てられます。
5	第一種住居地域	住居の環境を守るための地域です。3,000 m <sup>2</sup> までの店舗、事務所、ホテルなどが建てられます。
6	第二種住居地域	主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、ぱちんこ屋、カラオケボックスなどが建てられます。
7	準住居地域	道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。
8	田園住居地域	農地と調和した低層住宅の良好な環境を守るための地域です。第一種低層住居専用地域に建築可能な建築物のほか、農業関連の建築物が建てられます。
9	近隣商業地域	近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場が建てられます。
10	商業地域	銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場が建てられます。
11	準工業地域	主に軽工業を行う工場等の環境悪化の恐れがない工場の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。
12	工業地域	主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅や店舗は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。
13	工業専用地域	専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

## 2 特別用途地区\*

みよし市には、特定業種の集団化、専用化を図るため、昭和 55 年に特別工業地区が指定され、その後工業団地の造成等に伴い 3 回の変更を行っています。

告示番号・年月日	種別	種類【主な内容】	面積	主な地域
三好町告示第 37 号 昭和 55 年 4 月 7 日	決定	特別工業地区(工業地域) 【専用住宅(新築)の禁止】	約 4ha	半野木(約 4ha)
		特別工業地区(工業専用地域) 【重化学工業の禁止】	約 17ha	半野木(約 17ha)
		計	約 21ha	
三好町告示第 64 号 昭和 60 年 5 月 13 日	変更	特別工業地区(工業地域) 【専用住宅(新築)の禁止】	約 8ha	半野木(約 3ha) 川岸当(約 5ha)
		特別工業地区(工業専用地域) 【重化学工業の禁止】	約 14ha	半野木(約 14ha)
		計	約 22ha	
三好町告示第 26 号 昭和 63 年 9 月 30 日	変更	特別工業地区(準工業地域) 【工業の業種、業態の制限】	約 2ha	三好丘(約 2ha)
		特別工業地区(工業地域) 【専用住宅(新築)の禁止】	約 8ha	半野木(約 3ha) 川岸当(約 5ha)
		特別工業地区(工業専用地域) 【重化学工業の禁止】	約 14ha	半野木(約 14ha)
		計	約 24ha	
三好町告示第 3 号 平成 10 年 3 月 27 日	変更	特別工業地区(準工業地域) 【工業の業種、業態の制限】	約 2ha	三好丘(約 2ha)
		特別工業地区(工業地域) 【専用住宅(新築)の禁止】 【住宅、共同住宅の禁止】	約 31ha	半野木(約 3ha) 川岸当(約 5ha) 森曾(23ha)
		特別工業地区(工業専用地域) 【重化学工業の禁止】	約 14ha	半野木(約 14ha)
		計	約 47ha	
みよし市告示第 41 号 平成 22 年 12 月 24 日	変更	決定権者の変更(三好町から みよし市)	約 47ha	

\* 特別用途地区とは、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るために当該用途地域の指定を補完して定める地区です。

### 3 防火地域※

みよし市三好町青木及び前田の各一部の商業集積地区等において、従前の近隣商業地域を商業地域に用途を変更することに伴い、土地利用度及び建築密度の高い区域における建築物の不燃化を促進するために、平成 28 年に防火地域を指定しています。

告示番号・年月日	種別	地区名	面積(合計)	主な地域
みよし市告示第 49 号 平成 28 年 6 月 24 日	決定	三好青木地区	約 13.1ha (13ha)	青木、前田

※ 防火地域とは、市街地における火災の危険を防除するため定める地域です。

(規制概要：建物の規模に応じ耐火又は準耐火構造にする必要があります。)

なお、愛知県内の都市計画区域の全域(防火地域及び準防火地域に指定された区域を除く。)は、建築基準法第 22 条の規定による建築物の屋根を不燃材料で造り又は吹かなければならない区域(22 条区域)として指定されています。

### 4 準防火地域※

みよし市には、建築物の不燃化を促進することにより都市防災の促進を図り安全な市街地の形成を進めるために、昭和 47 年に準防火地域が指定され、その後市街地の拡大に伴い、また平成 28 年における近隣商業地域から商業地域への変更により 7 回の変更を行っています。

告示番号・年月日	種別	地区名	面積(合計)	主な地域
愛知県告示第 975 号 昭和 47 年 11 月 29 日	決定	三好上地区	約 2.0ha (2ha)	上、木之本、出口、湯之前
三好町告示第 3 号 昭和 58 年 3 月 3 日	変更	湯之前地区	約 12.1ha (14ha)	湯之前、中島、出口、小坂、陣取山
三好町告示第 63 号 昭和 60 年 5 月 13 日	変更	小坂地区	約 6.5ha (21ha)	小坂、中島、出口、溝ノ上
三好町告示第 3 号 昭和 62 年 2 月 20 日	変更	三好ヶ丘第一地区	約 4.3ha (25ha)	三好ヶ丘駅周辺
三好町告示第 2 号 平成 3 年 2 月 27 日	変更	三好ヶ丘第三地区	約 3.7ha (29ha)	黒笹駅周辺
三好町告示第 9 号 平成 9 年 4 月 18 日	変更	商業集積地区	約 12.9ha (42ha)	青木、前田
みよし市告示第 40 号 平成 22 年 12 月 24 日	変更	市制施行により決定 権者、住所の変更	約 42ha	
みよし市告示第 49 号 平成 28 年 6 月 24 日	変更	商業集積地区の防火 地域への変更	▲約 13.1ha (29ha)	青木、前田

※ 準防火地域とは、防火地域と同様に市街地における火災の危険を防除するため定める地域です。

(規制概要：建物の規模に応じ耐火又は準耐火構造にする必要があります。)

### 5 生産緑地地区※

みよし市は、市制移行に伴い市街化区域内の農地を宅地化する農地と保全する農地に区分し、良好な都市環境の形成を図るため、平成 22 年に生産緑地地区を指定し、その後追加申し出に伴う変更を行っています。

告示番号・年月日	種別	土地の区域	面積(合計)	備考
みよし市告示第 23 号 平成 22 年 5 月 31 日	決定	三好ヶ丘旭一丁目地内	約 0.10ha (0.10ha)	
みよし市告示第 58 号 平成 23 年 12 月 1 日	変更	三好町弥栄地内	約 0.52ha (0.63ha)	

※ 生産緑地地区とは、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定する地区です。

## V 地区計画

### 1 地区計画

みよし市では、建築物及び建築物の敷地の秩序化を通じて、良好な居住環境の形成を促すとともに開発事業等の効果の維持保全を図るために、平成9年の三好中島地区及び三好青木地区をはじめとし、現在までに12地区で地区計画を決定しています。

名称	決定告示*	計画地区の区分	面積 (ha)
三好青木地区計画	H9. 4. 18 町第 11 号	商業集積地区	約 9. 2ha
	H11. 7. 7 町第 16 号	沿道商業地区	約 0. 3ha
	H22. 12. 24 市第 56 号 H28. 6. 24 市第 47 号	計	約 9. 5ha
三好中島地区計画	H9. 4. 18 町第 10 号 H11. 7. 30 町第 19 号 H22. 12. 24 市第 55 号 H27. 1. 23 市第 63 号 H29. 6. 22 市第 50 号	住宅地区	約 15. 9ha
		住商共存地区	約 2. 2ha
		沿道サービス地区A	約 4. 3ha
		沿道サービス地区B	約 0. 8ha
		沿道サービス地区C	約 1. 8ha
		工業地区	約 4. 6ha
		計	約 29. 6ha
みなよし台地区計画	H12. 10. 31 町第 18 号 H22. 12. 24 市第 49 号	低層住宅地区	約 4. 6ha
		沿道利用地区	約 0. 5ha
		計	約 5. 1ha
三好黒笹研究開発工業団地地区計画	H12. 10. 31 町第 19 号 H22. 12. 24 市第 50 号	A地区	約 5. 8ha
		B地区	約 10. 9ha
		計	約 16. 7ha
三好根浦地区計画	H16. 4. 2 町第 11 号 H22. 12. 24 市第 51 号	A地区	約 19. 6ha
		B地区	約 12. 3ha
		C-1地区	約 9. 1ha
		C-2地区	約 38. 0ha
		計	約 79. 0ha
三好石坂地区計画	H16. 8. 3 町第 33 号 H22. 12. 24 市第 53 号	全域	約 7. 4ha
三好筋生辰巳山地区計画	H16. 4. 2 町第 10 号 H20. 12. 15 町第 42 号 H22. 12. 24 市第 54 号	A地区	約 19. 7ha
		B地区	約 8. 6ha
		計	約 28. 3ha
打越三本松地区計画	H20. 12. 15 町第 43 号 H22. 12. 24 市第 52 号	全域	約 1. 2ha

名称	決定告示*	計画地区の区分	面積 (ha)
南台地区計画	H24. 3. 1 市第 4 号	全域	約 5. 7ha
みよし打越山ノ神地区 計画	H27. 9. 25 市第 50 号	全域	約 2. 4ha
三好中部地区計画	H28. 6. 24 市第 48 号	A 地区	約 3. 7ha
		B 地区	約 8. 3ha
		計	約 12. 0ha
愛知大学跡地地区計画	H29. 9. 28 市第 71 号	全域	約 19. 9ha

\*決定告示は、計画決定、変更の順。H22. 12. 24 は、市制施行に伴う決定権者・住所の変更。

## VI 都市施設

### 1 交通施設（道路）

みよし市の都市計画道路は、市街地の拡大、人口の増加及び自動車交通の増大等に対応するために変更を重ね、現在、36路線、約69kmに及び、改良済延長率は、約79.5%になっています。

#### (1) 都市計画道路規模別表

区分	規模(幅員)	路線数	計画延長	改良済延長	整備率
1 (自動車専用道路)	2 (30m≤W<40m)	1	860m	860m	100.0
	1 (40m≤W)	1	3,350m	3,350m	100.0
	2 (30m≤W<40m)	3	3,410m	3,410m	100.0
	3 (22m≤W<30m)	3	2,810m	1,850m	65.8
	4 (16m≤W<22m)	28	51,150m	39,050m	76.3
	5 (12m≤W<16m)	5	5,330m	4,400m	82.6
8 (特殊街路)	6 (8m≤W<12m)	1	1,500m	1,500m	100.0
計		36*	68,410m	54,420m	79.5

\* 複数の規模(幅員)を有する路線があるため、区分毎路線数の和は計と一致しません。

#### (2) 駅前広場<sup>\*1</sup>の整備状況

名称	面積	鉄道名	整備状況	都市計画道路名	告示番号・年月日 <sup>*2</sup>
黒笹駅前交通広場	約5,000m <sup>2</sup>	名古屋鉄道 豊田線	整備済	3・4・216 黒笹線	愛知県告示第1306号 昭和54年12月21日
					みよし市告示第39号 平成22年12月24日
三好ヶ丘駅前交通広場	約6,000m <sup>2</sup>	名古屋鉄道 豊田線	整備済	3・3・207 三好ヶ丘停車場 線	愛知県告示第1306号 昭和54年12月21日
					みよし市告示第39号 平成22年12月24日

\*1 駅前広場は、多様な都市交通の中にあって、鉄道とバス、タクシー、自動車、二輪車、徒歩等の他の交通手段との乗り継ぎを安全・円滑に行う交通結節機能を基本とし、原則として鉄道駅には駅前広場を設けます。

\*2 決定告示は、上段が当初決定、下段が最終決定。

## (3) 都市計画道路の整備状況

名称		諸元(m・車線)		みよし市全域 (m・%)		
番号	路線名	幅員	車線数	計画延長	改良済延長	整備率
1・2・3	東名三好インター線	30	4	860	860	100.0
3・1・1	153号バイパス	41	8	3,350	3,350	100.0
3・2・20	豊田刈谷線	30	4	810	810	100.0
3・2・22	豊田知立バイパス線	20~30	4	3,040	3,040	100.0
3・2・28	日進三好線	30	4	210	210	100.0
3・3・207	三好ヶ丘停車場線	16~25	2	2,410	2,410	100.0
3・4・13	岡崎三好線	16~20	2	3,920	3,920	100.0
3・4・14	黒川三好ヶ丘線	16~25	2, 4	2,340	2,020	86.3
3・4・17	東郷豊田線	12~16	2	2,680	0	0
3・4・21	豊田知立線	16~25	2, 4	9,800	7,970	81.3
3・4・26	名古屋三好線	16	2	2,840	1,400	49.3
3・4・29	春木豊田線	16~20	2	4,230	2,090	49.4
3・4・33	三好ヶ丘駒場線	16	2	7,680	5,910	77.0
3・4・35	インター1号線	16	2	910	910	100.0
3・4・43	三好北線	20	2	360	360	100.0
3・4・201	福谷三好ヶ丘線	16	2	1,850	1,850	100.0
3・4・202	インター2号線	16	2	720	720	100.0
3・4・203	東郷三好線	20	2	340	0	0
3・4・204	中島線	20	2	410	410	100.0
3・4・205	平池天王台線	20	2	1,210	460	38.0
3・5・206	緑ヶ丘線	12	2	1,450	1,450	100.0
3・4・208	三好南線	16	2	1,510	1,510	100.0
3・4・209	三好明知下線	16	2	2,760	2,760	100.0
3・4・210	弥栄線	16	2	770	770	100.0
3・4・211	弥栄明知線	18	2	770	770	100.0
3・4・212	青木線	20	2	320	320	100.0
3・4・214	インター4号線	16	2	200	200	100.0
3・4・215	黒川福谷線	16	2	1,640	0	0
3・4・216	黒川線	16	2	1,910	1,910	100.0
3・4・217	中大通線	16	2	1,090	1,050	96.3
3・4・220	三好中央線	18	2	320	0	0
3・4・221	森曾線	16~19	2	830	530	63.9
3・5・213	インター3号線	12	2	600	600	100.0
3・5・218	蜂ヶ池線	12~20	2	1,450	1,030	71.0
3・5・219	ひばりヶ丘線	12	2	1,320	1,320	100.0
8・6・201	三好ヶ丘1号線	8	—	1,500	1,500	100.0
計	36路線			68,410	54,420	79.5

## (参考)

施設の種類	種別	内容
自動車専用道路		高速性の確保、大量の交通を処理するため、特に自動車専用道路として計画される道路で、全国的高速道路網である都市間高速道路と大都市内の都市高速道路がその代表的なものである。
幹線街路	主要幹線道路	県内通過交通や都市間交通等の方向性を有する比較的長い距離の交通を分担し、下位の道路への不要な交通の進入を軽減し、かつ自都市と他都市を効率的に連絡する道路で、県内の骨格的ネットワークとして位置づけられる道路。
	都市幹線道路	主要幹線道路あるいは都市内の主要な交通発生集中源を結び、都市の骨格を形成する道路で、都市内交通の内、比較的長い距離の交通需要に対応する道路。
	地区幹線道路	近隣住区の外側を形成し、地区内の幹線的機能を有する道路。
	補助幹線道路	区画街路の交通を集め、地区幹線道路に連絡する道路。
区画街路		近隣住区等の地区における街区を形成し、また沿道宅地へのサービスを目的として配置される街路。
特殊街路	歩行者専用道 自転車道 自転車歩行者道	歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路。
	都市モノレール 専用道等	都市モノレール等の交通の用に供する道路。
	路面電車道	路面電車の交通の用に供する道路。

## 番号の付し方

【区分】	【規模】	【一連番号】
------	------	--------

【区分】	1 自動車専用道路
	3 幹線街路
	7 区画街路
	8 特殊街路のうち歩行者、自転車又は歩行者及び自転車専用道
	9 特殊街路のうち都市モノレール専用道等
	10 特殊街路のうち路面電車道
【規模】 幅員*により 次のとおり とする。	1 40m以上のもの
	2 30m以上 40m未満のもの
	3 22m以上 30m未満のもの
	4 16m以上 22m未満のもの
	5 12m以上 16m未満のもの
	6 8m以上 12m未満のもの
	7 8m未満のもの
【一連番号】	都市計画区域ごとに、区分ごとに一連番号を付す。

\* 幅員とは、車道、歩道、分離帯等の幅員構成を含めた有効幅員をいいます。

## 2 公共空地（公園・緑地）

みよし市の都市計画公園・緑地は、昭和42年9月に三好公園等が決定されて以来、人口の増加等に伴い追加変更を行い、現在では公園37か所、約113ha、緑地8か所、約38haの計画決定がされています。

### (1) 都市公園の整備状況

区分(箇所数)	番号	公園名	面積		
			計画(ha)	供用(ha)	整備率(%)
総合公園(1)	5・6・1	三好公園	70.40	15.27	21.7
地区公園(3)	4・5・21	保田ヶ池公園	13.30	10.47	78.7
	4・4・22	細口公園	7.00	7.00	100.0
	4・3・23	福谷公園	3.90	0	0
近隣公園(5)	3・3・101	三好丘公園	2.80	2.80	100.0
	3・3・102	三好丘桜公園	3.80	3.80	100.0
	3・3・103	黒笹公園	1.50	1.50	100.0
	3・3・104	森曾公園	1.30	1.30	100.0
	3・3・105	三好根浦公園	1.10	1.10	100.0
街区公園(28)	2・2・201	小坂公園	0.27	0.27	100.0
	2・2・202	蜂ヶ池公園	0.24	0.24	100.0
	2・2・203	天王公園	0.47	0.46	97.8
	2・2・204	東山公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・205	北井山公園	0.30	0.30	100.0
	2・2・206	南井山公園	0.26	0.26	100.0
	2・2・207	井守下公園	0.35	0.35	100.0
	2・2・208	下り松公園	0.32	0.32	100.0
	2・2・209	三戸口公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・210	堂之後公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・211	舟ヶ峪公園	0.30	0.30	100.0
	2・2・212	緑丘公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・213	貝ノ木公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・214	向田公園	0.29	0.29	100.0
	2・2・215	池下公園	0.29	0.29	100.0
	2・2・216	寺山公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・217	馬堤公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・218	広久伝公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・219	大沢公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・220	筋生水洗公園	0.20	0	0
	2・2・221	ひばりヶ丘公園	0.51	0.51	100.0
	2・2・222	丸根公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・223	定一貫公園	0.22	0.22	100.0
	2・2・224	清水道公園	0.21	0.21	100.0
	2・2・225	根浦公園	0.20	0.20	100.0
	2・2・226	坂上公園	0.52	0.52	100.0
	2・2・227	三好中部1号公園	0.23	0	0
	2・2・228	三好中部2号公園	0.13	0	0
計(37)			112.91	50.48	44.9

(2) 都市緑地の整備状況

名称			面積		
区分(箇所数)	番号	緑地名	計画(ha)	供用(ha)	整備率(%)
緑地(6)	第5号	境川緑地	13.90	5.22	37.5
	第8号	陣取山緑地	0.64	0.64	100.0
	第10号	三好丘緑地	8.80	8.80	100.0
	第11号	八和田山緑地	0.62	0.62	100.0
	第16号	福田緑地	0.33	0.33	100.0
	第20号	境川きたよし緑地	11.70	0	0
緑道(2)	第9号	前田緑道	1.37	1.19	86.9
	第12号	三吉緑道	0.31	0.31	100.0
計		8か所	37.67	17.11	45.42

(3) 人口1人当たりの公園等の面積

区分	計画決定面積	1人当たりの面積	供用開始面積	1人当たりの面積
公園	112.91ha	18.5m <sup>2</sup>	50.48ha	8.3m <sup>2</sup>
緑地	37.67ha	6.2m <sup>2</sup>	17.11ha	2.8m <sup>2</sup>
全体	150.58ha	24.7m <sup>2</sup>	67.59ha	11.1m <sup>2</sup>

人口： 61,070 人 (H30.4.1 現在)

(参考) 都市公園法施行令第2条

施設の種類	種別	内容
公 園	街区公園	主に街区内に居住する者の利用を目的とする公園 標準面積 0.25ha/か所
	近隣公園	主に近隣に居住する者の利用を目的とする公園 標準面積 2ha/か所
	地区公園	主に歩行圏域内に居住する者の利用を目的とする公園 標準面積 4ha/か所
	総合公園	主に市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用を目的とする公園 <u>住民が容易に利用できる位置に配置、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分發揮することができるよう</u> にその敷地面積を定める(a)
	運動公園	主に運動を目的とする公園 上記(a)
	広域公園	市町村の区域を超える広域の利用を目的とする公園 上記(a)
	特殊公園	主に風致の享受を目的とする公園 自然条件に応じ適切に配置
緑 地	動植物公園	動物公園、植物公園、歴史公園、その他特殊な利用を目的とする公園 都市規模に応じて適切に配置
	都市緑地、緩衝緑地、緑道、河川敷緑地	その存在機能により都市環境の改善、安全性の向上、都市景観の増進等を目的とするため設ける公共空地

番号の付し方

【区分】	【規模】	【一連番号】
------	------	--------

【区分】	2 街区公園	
	3 近隣公園	
	4 地区公園	
	5 総合公園	
	6 運動公園	
	7 特殊公園	〔風致公園〕
	8 特殊公園	〔動物公園・植物公園・歴史公園・その他〕
	9 広域公園	
	【規模】	2 1ha 未満のもの
面積により 次のとおり とする。	3 1ha 以上 4ha 未満のもの	
	4 4ha 以上 10ha 未満のもの	
	5 10ha 以上 50ha 未満のもの	
	6 50ha 以上 300ha 未満のもの	
	7 300ha 以上のもの	
【一連番号】	街区公園、近隣公園、地区公園については、都市計画区域の都市ごとの一連番号を付す。他の公園は、都市計画区域ごとの一連番号を付す。	

### 3 処理施設（下水道）

みよし市の下水道は、県施行の境川流域下水道の関連市町として位置付けられ、新市街地開発地域については昭和59年度から単独公共下水道にて事業着手し、その後、昭和62年度より既成市街地の下水道整備のために流域関連公共下水道に事業着手し、平成8年11月に供用開始しました。

#### (1) 下水道の整備状況

事業名	地区名	計画面積 (ha)	整備済面積 (ha)	整備率 (%)
公共下水道 (下水道法事業認可区域)	既成市街地	522	406	77.8
	三好根浦	80	79	98.8
	三好ヶ丘	226	226	100.0
	黒笹(三好ヶ丘第三)	88	88	100.0
	三好西部	62	61	96.8
	黒笹	43	22	51.2
	井ノ花	38	31	81.6
	打越	22	0	0.0
小計		1,081	913	84.5
農業集落排水事業	明知	101	101	100.0
	打越	80	80	100.0
	東山	23	23	100.0
	新田根浦	36	36	100.0
	福谷	61	61	100.0
	筋生	67	67	100.0
	福田	22	22	100.0
小計		390	390	100.0
コミュニティ・プラント事業	平池・明知上・南台	24	24	100.0
小計		24	24	100.0
市全体		1,495	1,327	88.8

(2) 下水道都市計画決定

告示番号・年月日	内容
昭和 46 年 1 月 12 日	当初決定。 市街化区域 406.1ha の都市計画決定を行う。
三好町告示第 70 号 昭和 59 年 8 月 6 日	市街化区域 713.0ha の都市計画決定を行う。
三好町告示第 3 号 平成 2 年 2 月 23 日	上ヶ池貯留地の廃止。 管渠位置及び区域の変更。
三好町告示第 9 号 平成 6 年 8 月 19 日	市街化区域 859.0ha の都市計画決定を行う。 排水区域 100ha 未満の幹線管渠の廃止。
三好町告示第 16 号 平成 13 年 10 月 3 日	市街化区域 902.0ha の都市計画決定を行う。 排水区域 1,000ha 未満の幹線管渠の廃止。
三好町告示第 8 号 平成 21 年 2 月 4 日	市街化区域 918.0ha の都市計画決定を行う。
愛知県告示第 793 号 みよし市告示第 44 号 平成 22 年 12 月 24 日	市制施行に伴う決定権者、住所の変更。
みよし市告示第 51 号 平成 25 年 11 月 28 日	市街化区域 926.0ha の都市計画決定を行う。 福田第 2 雨水ポンプ場の追加。

## VII 市街地開発事業

### 1 土地区画整理事業

みよし市では、昭和46年から良好な住宅環境等の整備をするため、土地区画整理事業を積極的に行い、現在、8地区が完了し、1地区が施行中です。市街化区域の約44%に当たる区域が整備済みであり、約1%に当たる区域が整備中です。

#### (1) 事業実施済地区

地区名	面積 (ha)	事業認可年月日 換地処分年月日	事業年度	施行者
三好第一地区	24.0	昭和46年7月26日 昭和50年10月31日	昭和46年度～ 昭和50年度	組合
三好第二地区	29.9	昭和54年6月25日 昭和62年4月20日	昭和54年度～ 昭和62年度	組合
三好ヶ丘第一地区	125.6	昭和56年9月26日 平成5年4月30日	昭和56年度～ 平成5年度	独立行政法人 都市再生機構
三好ヶ丘第二地区	88.1	昭和59年8月4日 平成7年2月10日	昭和59年度～ 平成6年度	独立行政法人 都市再生機構
三好中央地区	19.3	昭和62年11月26日 平成7年2月10日	昭和62年度～ 平成7年度	組合
三好ヶ丘中央地区	15.7	平成9年3月7日 平成14年11月1日	平成8年度～ 平成14年度	独立行政法人 都市再生機構
三好ヶ丘第三地区	88.0	昭和59年11月21日 平成23年5月6日	平成59年度～ 平成24年度	組合
三好根浦地区	75.8	平成5年2月26日 平成27年5月15日	平成4年度～ 平成27年度	組合
計	466.4			

#### (2) 事業実施中地区

地区名	面積 (ha)	事業認可年月日 換地処分年月日	事業計画年度	施行者
三好中部地区	12.0	平成24年3月23日 —	平成23年度～ 平成33年度	組合
計	12.0			

#### (3) 事業計画地区

地区名	面積 (ha)
三好中部地区（平池の一部）	5.2
計	5.2

## VIII 促進区域

### 1 土地区画整理促進区域

みよし市では、無秩序な市街化を防止し、健全な市街地を誘導するために、昭和54年の三好ヶ丘第一土地区画整理促進区域をはじめ、5区域の土地区画整理促進区域を決定しています。

告示番号・年月日	内容	面積	備考
三好町告示第 68 号 昭和 54 年 12 月 21 日	三好ヶ丘第一土地区画整理促進区域の決定	約 125.7ha	八兵、北井山、南井山、井守下、上三戸口、下り松
三好町告示第 68 号 昭和 54 年 12 月 21 日	三好ヶ丘第三土地区画整理促進区域の決定	約 87.3ha	三本木、繩手上、西新田、清水、原山、大力池下、大力池上、寺山、馬堤、丸根、伊保道、広久伝、大澤、西ノ洞、四反田、八兵
三好町告示第 4 号 昭和 62 年 2 月 20 日	三好ヶ丘第三土地区画整理促進区域の変更	約 88.3ha	三本木、繩手上、西新田、清水、原山、大力池下、大力池上、寺山、馬堤、丸根、伊保道、広久伝、大澤、西ノ洞、四反田、八兵
みよし市告示第 47 号 平成 22 年 12 月 24 日	市制施行に伴う決定権者、住所の変更		
三好町告示第 84 号 昭和 57 年 10 月 4 日	三好ヶ丘第二土地区画整理促進区域の決定	約 88.1ha	貝ノ木、狐洞、堂ノ後、棚田、阿弥陀堂、吉良戸、下り松、寺田、重郎左、舟ヶ峪、寺峪、山ノ上
三好町告示第 6 号 平成 4 年 3 月 30 日	三好根浦土地区画整理促進区域の決定	約 75.8ha	根浦、定毫貫、上地念古、坂上、清水道、蟹畑、大日、落合
みよし市告示第 46 号 平成 22 年 12 月 24 日	市制施行に伴う決定権者、住所の変更		
三好町告示第 14 号 平成 9 年 4 月 18 日	三好中部土地区画整理促進区域の決定	約 17.3ha	新屋、大原、北中島、蟬田、前部垣内、平池、前田
みよし市告示第 48 号 平成 22 年 12 月 24 日	市制施行に伴う決定権者、住所の変更		
計		約 395.3ha	



■みよし市都市計画審議会 今後のスケジュール(案)について

○付数字は年度内の都市計画審議会開催回数

案件・審議事項等	平成30年度												平成31年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
都市計画審議会の開催		①					視察	②			③		①	②	③ ④	
1 委員委嘱		・委員委嘱(改選)											・委員委嘱(補選)			
2 生産緑地決定			指定の申出があった場合、随時対応													
3 都市計画決定等	・豊田都市計画下水道変更 (三好丘あおば地内)			・区域区分見直しに係る意見書 (任意)		・豊田都市計画地域地区(用途)報告		・豊田都市計画地域地区(用途)決定								
4 観察研修				・観察研修(静岡県三島市:優良田園住宅によるまちづくり)									・観察研修			
5 地区計画			市街化調整区域内地区計画ガイドラインに伴う、開発案件があれば意見聴取を行います。													
6 その他都市計画決定	<p>〇時期未定案件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊田西部線の変更(豊田市案件、豊田市西部緑地の都市計画決定と合わせて変更を予定)</li> <li>・「愛知県都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」に基づく区域の申出(都市計画法第34条第12号)</li> <li>・豊田都市計画地区計画決定(筋生山田地区)</li> <li>・豊田都市計画地区計画決定(福田池下地区)</li> </ul>															
委員任期				任期: 平成30・31年度												→

(参考: 観察研修)

年度	観察先	研修テーマ
平成24年度	岐阜県郡上市	景観に配慮したまちなみと住民主体のまちづくり
平成25年度	三重県亀山市	国の重要伝統的建造物群保存地区である関宿など歴史的景観の形成
平成26年度	静岡県浜松市天竜区	地域資源を活かしたまちの再生
平成27年度	福井県敦賀市	歴史建造物、民族文化を活かした街づくり
平成28年度	滋賀県長浜市	景観・歴史まちづくり
平成29年度	三重県伊勢市	歴史的資源を活かした街づくり
平成30年度	静岡県三島市(予定)	優良田園住宅による街づくり